

三鷹商工会 会費基準

(会費額) 次の基準表により、会費の金額を決めさせていただきます。

単位: 円 ()内は年額

事業所等従業員数	会 費		
		個人	法人
0～6	個人	600	(7,200)
	法人	800	(9,600)
7～10	個人	1,200	(14,400)
	法人	1,500	(18,000)
11～15	個人	1,600	(19,200)
	法人	2,000	(24,000)
16～20		2,500	(30,000)
21～30		3,500	(42,000)
31～50		4,500	(54,000)
51～100		5,000	(60,000)
101～150		6,000	(72,000)
151～200		7,000	(84,000)
201～300		8,000	(96,000)
301以上		9,000	(108,000)

(部会費) 三鷹商工会は、商業部会・工業部会・建設業部会・サービス業部会の4部会があります。このうち、次の部会については、商工会費とは別に部会費が必要となります

単位: 円 ()内は年額

部会名	部 会 費			
		従業員数	会費	年額
工業部会	従業員数	1～2	200	(2,400)
	従業員数	3～5	300	(3,600)
	従業員数	6～10	400	(4,800)
	従業員数	11～20	500	(6,000)
	従業員数	21～49	600	(7,200)
	従業員数	50～99	700	(8,400)
	従業員数	100以上	1,500	(18,000)
建設業部会	一 律	100	(1,200)	

(払込方法) 指定金融機関(振込・口座振替)、商店会、業種組合、商工会直接納入のいずれかの方法でお願いいたします。

(納 期) 次の納期とします。

第1期 毎年 5月末日まで

第2期 11月末日まで